

別紙（20230401 版）

「居住性等に関する確認書」の提出につきまして

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

2022年5月1日付の外為法の関連通達の改正により、「みなし輸出」管理が明確化されました。

弊所といたしましては、昨今の経済安全保障の状況なども踏まえ、A B C I を利用される方につきまして、「居住性等に関する確認書」にて、居住性等についての状況を記載いただき、ご提出いただいております。

大変お手数ですが、よろしくお願いいたします。

なお、以下に非居住者及び特定類型該当者（類型①、類型②、類型③）の説明を記載いたしますので、ご参照ください。ただし、この説明は、「居住性等に関する確認書」をご提出いただくために、その概要をご理解いただくことを目的としており、法令等の解釈を漏らさずご説明しているものではございません。法令等の運用におきましては、最新の法令等をご確認ください。

ご提出に際し、ご不明点がある場合や、ご判断がつかない場合には、下記のお問い合わせ先にお尋ねください。

問い合わせ先

A B C I 利用申請受付担当

E-mail : application@abci.ai

非居住者¹ 日本国内にある事務所に勤務しておらず、かつ、日本に入国してから6か月未満の外国籍の方 など



【具体例】

- ・ 外国から日本に留学に来ていて、日本に入国してから6か月未満である。
- (注) 日本国内にある事務所に勤務する者は、「居住者」となります。「非居住者」には該当しません。)

特定類型該当者²

類型① 外国法人等や外国政府等と雇用契約等を締結している



【具体例】

- ・ 外国組織（企業、大学、研究機関、政府機関等）の業務をしている。
 - ・ 外国組織と契約（雇用契約、委任契約、請負契約等）をしている。
 - ・ 外国組織の役員である。
- (注) 外国組織に、日本法人（いわゆる外資系企業）は含みません。

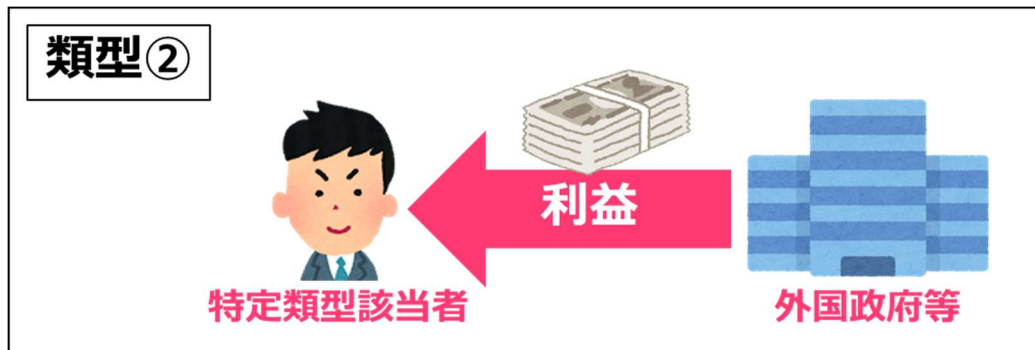
¹ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第288号）第6条第1項第6号の非居住者

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatatu/t02gichukai/t02gichukai_unyokaishaku.pdf

² 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の1（3）サ①、②、③に該当する居住者

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

類型② 外国政府等から年間所得の25%以上の利益を得ている又は得ることを約束している



【具体例】

- ・外国政府等から直接個人に資金提供（留学費用、生活費用、研究費用等）を受けている。又は資金提供を受けることを約束している。
- ・現在、外国の国費による留学生（国費留学生）である。
- ・過去に外国政府等から直接個人に資金の貸与を受け、その返済が将来、労務などにより免除される可能性がある。

（注）外国政府等には、日本の独立行政法人等に相当する外国の法人を含みます。判断に迷われる場合には、必ず「問い合わせ先」にご相談ください。

（注）資金提供は、直接個人に提供されるものが対象であり、組織へ配布された資金は含みません。

類型③ 日本における行動に関して外国政府等から具体的な指示や依頼を受けている



以上